

宍粟市公共施設等総合管理計画個別計画

(概要版)

令和元年〇月

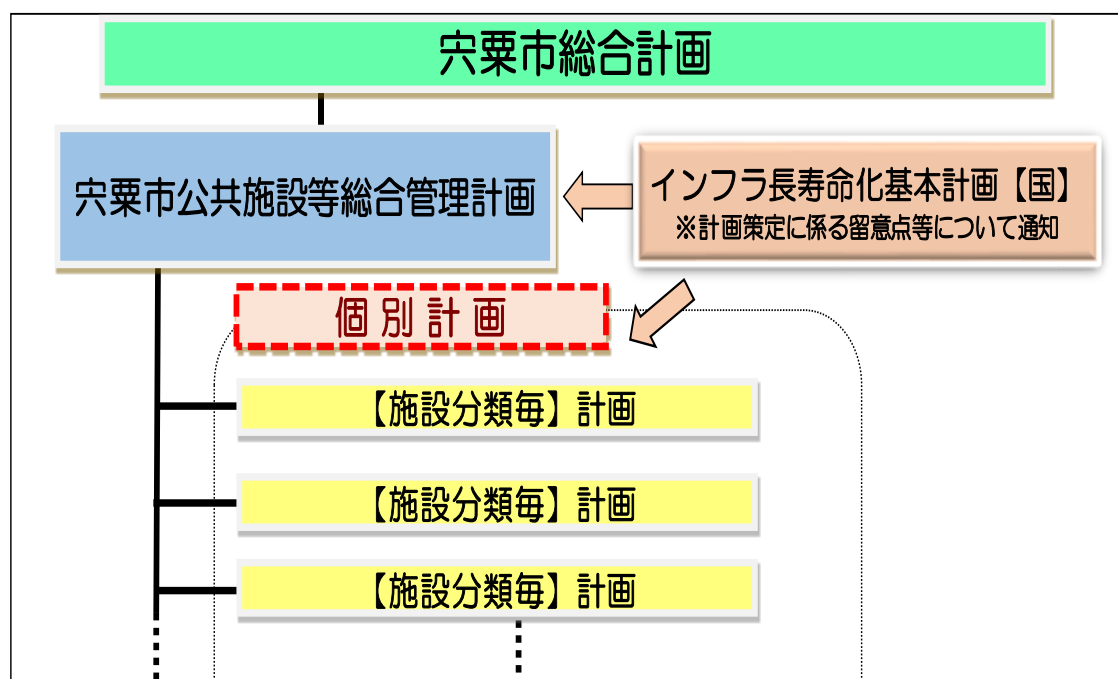
1. 個別計画とは

個別計画とは、宍粟市における公共施設・インフラ資産の機能・規模・配置について総合的に分析し、計画的・効率的に更新・改修等を実施することにより、公共施設等の最適化の実現を図るため、平成28年2月に策定した「宍粟市公共施設等総合管理計画（2016年度（平成28年度）～2025年度（令和7年度）」（以下、「総合管理計画」という。）に基づき、市の施設の分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策内容、実施時期、対策費用等を定める計画です。

2. 計画の位置づけ等

個別計画は、まちづくりの最上位計画である「宍粟市総合計画」の基本構想のもと、公共施設等の総合的かつ計画的な整備に関する基本方針を定めた総合管理計画の下位計画として位置づけます。また、内容については国が示す「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に沿って作成しています。

公共施設等総合管理計画と個別計画の体系イメージ



3. 対象施設等

総合管理計画の分類に基づき、以下の分類について個別計画を策定することとします。※総合管理計画の目標数値から除かれている普通財産について対象外としています。

個別計画を策定する施設分類一覧

NO	分類名
1	行政系施設
2	消防防災施設
3	保健福祉施設
4	集会施設
5	観光／レクリエーション施設
6	公園施設
7	環境衛生施設
8	学校施設（学校舎除く給食センター等）
9	幼稚園・保育園・こども園
10	社会教育施設
11	スポーツ施設
12	医療関連施設（総合病院関係施設除く）
13	その他施設

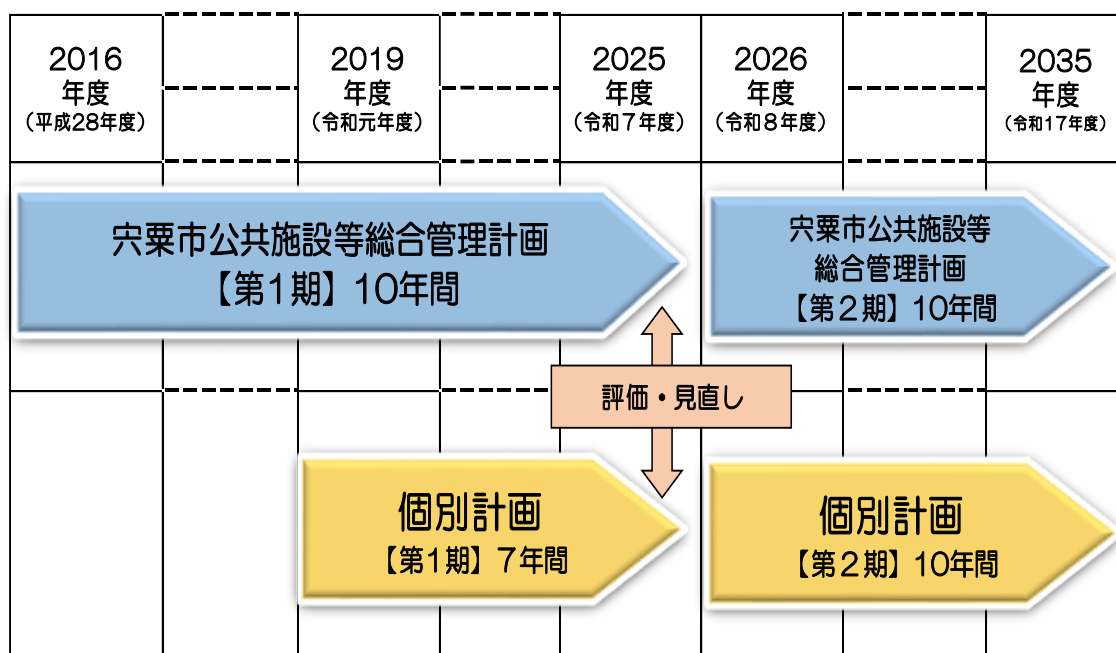
また、次の分類等については、他の計画を個別計画と位置付けます。

分類名	個別計画と位置付ける計画
市営住宅	宍粟市公営住宅等長寿命化計画
学校施設（校舎）	宍粟市学校施設長寿命化計画
総合病院関係施設	（仮称）宍粟市新病院整備基本計画
橋梁	宍粟市道路橋長寿命化修繕計画
水道施設	宍粟市水道事業ビジョン
下水道施設	宍粟市下水道処理施設統廃合計画

4. 計画の期間

個別計画の期間は、総合管理計画の評価・見直し時期に合わせ2019年度（令和元年度）から2025年度（令和7年度）までの7年間を第1期とします。第2期以降については、総合管理計画に合わせ10年間とします。ただし、社会情勢等により変更が生じた場合は、その都度見直しを行い計画に反映させるものとします。

計画期間イメージ



5. これまでの取組結果及び目標について

総合管理計画では、2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）までの10年間で公共施設の延床面積を9%削減することを目標としています。2016年度（平成28年度）から2018年度（平成30年度）までの3年間で、3.0%の削減となっており、目標達成のためには残り7年間で6.0%の削減が必要となっています。

3年間の削減内容

分類	平成28年度	平成30年度末	増減
	延床面積	延床面積	
行政系施設	20,399.55 m ²	20,325.63 m ²	-73.92 m ²
消防防災施設	6,921.62 m ²	4,825.65 m ²	-2,095.97 m ²
保健福祉施設	8,172.08 m ²	8,072.88 m ²	-99.20 m ²
集会施設	5,021.80 m ²	4,039.25 m ²	-982.55 m ²
観光/レクリエーション施設	25,386.03 m ²	23,239.26 m ²	-2,146.77 m ²
市営住宅	21,837.09 m ²	22,358.58 m ²	521.49 m ²
公園施設	2,979.51 m ²	2,984.29 m ²	4.78 m ²
環境衛生施設	6,516.18 m ²	6,656.96 m ²	140.78 m ²
学校施設	103,904.37 m ²	100,529.27 m ²	-3,375.10 m ²
幼稚園・保育所・こども園	10,124.72 m ²	8,466.56 m ²	-1,658.16 m ²
社会教育施設	17,804.72 m ²	16,374.73 m ²	-1,429.99 m ²
スポーツ施設	11,313.38 m ²	12,990.27 m ²	1,676.89 m ²
医療関連施設	19,536.77 m ²	19,176.01 m ²	-360.76 m ²
その他施設	1,537.26 m ²	1,252.25 m ²	-285.01 m ²
合計	261,455.08 m²	251,291.59 m²	-10,163.49 m²

目標削減延床面積 (H28面積の9%)	平成30年度末		備考
	削減延床面積	達成%	
23,530.95m ²	10,163.49m ²	3.8%	広域消防施設含む
	8,023.47m²	3.0%	広域消防施設除く

【補足】

消防防災施設のうち、消防署等の広域消防施設に係る削減（3年間で-2,140.02 m²）は、普通財産に移管されたことによる削減であり、実質的な削減ではないことから、実績からは除くこととします。

今回策定した個別計画に基づき、施設整備を行った場合、総合管理計画の目標数値である「延床面積の9%削減」に対し2025年度（令和7年度）には11.5%の削減予定となっています。

※他の計画を個別計画と位置付ける計画の数値は除くものとなっています。

分類	平成28年度～ 平成30年度末	令和元年度～ 令和7年度末	平成28年度～ 令和7年度末
	延床面積増減	延床面積増減 (予定)	延床面積増減 (予定)
行政系施設	-73.92 m ²	-755.13 m ²	-829.05 m ²
消防防災施設	44.05 m ²	0.00 m ²	44.05 m ²
保健福祉施設	-99.20 m ²	-2,278.33 m ²	-2,377.53 m ²
集会施設	-982.55 m ²	-3,503.15 m ²	-4,485.70 m ²
観光/レクリエーション施設	-2,146.77 m ²	0.00 m ²	-2,146.77 m ²
市営住宅	521.49 m ²	0.00 m ²	521.49 m ²
公園施設	4.78 m ²	-65.10 m ²	-60.32 m ²
環境衛生施設	140.78 m ²	-2,251.17 m ²	-2,110.39 m ²
学校施設	-3,375.10 m ²	0.00 m ²	-3,375.10 m ²
幼稚園・保育所・こども園	-1,658.16 m ²	-5,363.22 m ²	-7,021.38 m ²
社会教育施設	-1,429.99 m ²	-6,509.71 m ²	-7,939.70 m ²
スポーツ施設	1,676.89 m ²	-38.35 m ²	1,638.54 m ²
医療関連施設	-360.76 m ²	-280.20 m ²	-640.96 m ²
その他施設	-285.01 m ²	-1,252.25 m ²	-1,537.26 m ²
合計	-8,023.47 m ²	-22,296.61 m ²	-30,320.08 m ²

目標削減延床面積 (H28面積の9%)	平成28年度～ 平成30年度末	令和元年度～ 令和7年度末	平成28年度～ 令和7年度末
	達成%	達成予定%	達成予定%
23,530.95m ²	3.0%	8.5%	11.5%

目標達成のため、今回策定する各分野の個別計画に基づき、計画を実行していくことは言うまでもありませんが、更なる削減に向けて取り組んでいくことが必要です。

6. 優先順位の考え方等について

施設の方向性等を検討する上で、施設のハード面、ソフト面の評価等を行い、その結果をもとに、存続廃止分類表に当てはめ、原則として、該当する区分での方向性を検討しています。

【ハード面の評価】

ハード面については、残償却年数、建物残償却割合等を参考に以下の判定基準によりA～Dに分類しています。

※残償却年数＝建物耐用年数－経過年数

※建物残償却割合＝残償却年数／耐用年数×100（数値が低いほど残償却が少ない）

ハード面の判定基準

判定区分	内 容
A	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に健全である。 ※緊急の補修の必要はないため、日常の保全で管理できる状態である。
B	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ※緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、部分劣化について定期的な観察が必要な状態である。
C	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に劣化が進行している。 ※現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、更新等が必要な状態である。
D	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に顕著に劣化が進行している。 ※重大な事故につながる恐れがあり、建物の利用禁止、あるいは緊急の修繕等が必要な状態である。

ソフト面については、判定基準の4つの区分毎に評価を行い、評価を点数化し判定基準表によりA～Dに分類しています。

ソフト面の判定基準

区分	評価及び点数	内 容
公共性	a：高い（3点） b：普通（2点） c：低い（1点）	法律等による設置義務があるか
		市民が生活を送る上での必要性は高いか
		市の施策を推進する上での必要性は高いか
		サービス内容及び利用実態が設置目的に即しているか
有効性	a：高い（3点） b：普通（2点） c：低い（1点）	施設の利用状況（稼働率等）はどうか
		今後の利用者数等の見込みはどうか
効率性	a：高い（3点） b：普通（2点） c：低い（1点）	民間事業のノウハウ等を活用し効率良く管理運営を行えているか
		維持管理費に対する利用料等の収入割合はどうか
特質性	a：高い（3点） b：普通（2点） c：低い（1点）	歴史的、文化的価値のある施設か
		他の施設では代替の効かない施設であるか

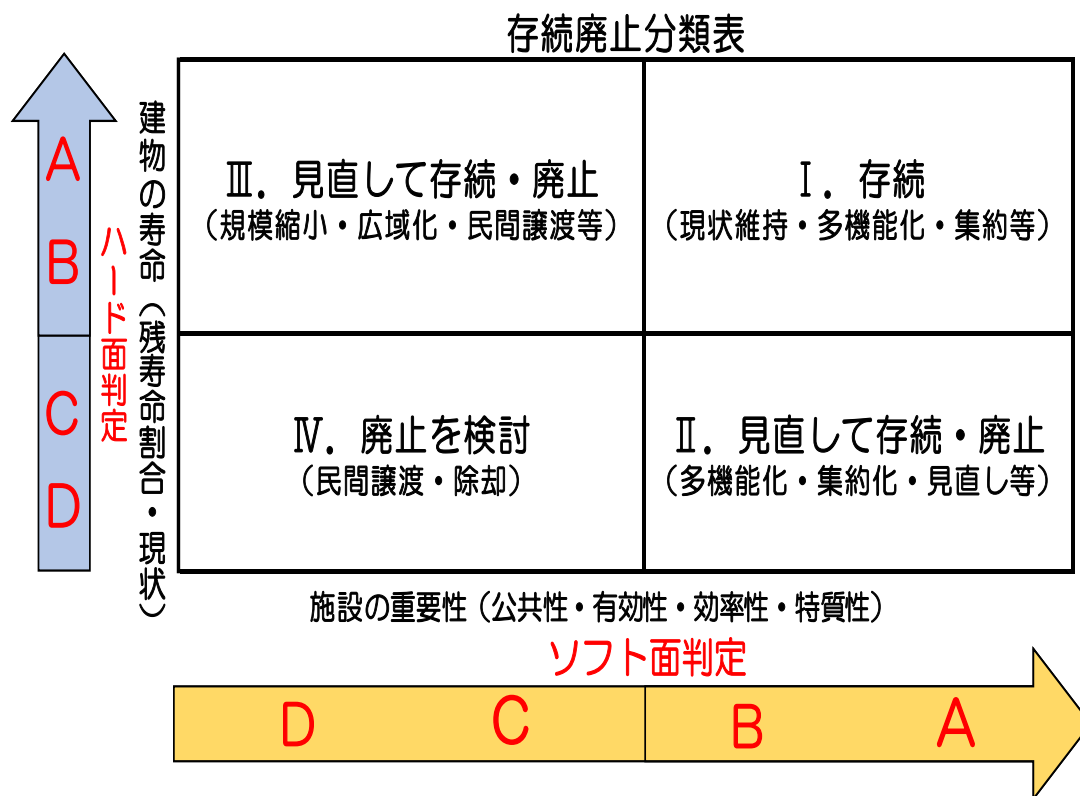
ソフト面判定基準表

判定	A			B		C		D	
点数	12	11	10	9	8	7	6	5	4

例) 公共性a、有効性b、効率性b、特質性bの施設の場合
 3点 (a) + 2点 (b) + 2点 (b) + 2点 (b) = 9点
 9点=ソフト面の「判定」は「B」となる。

【存続廃止分類】

ハード面、ソフト面の結果をもとに以下の分類表に区分し、原則として、該当する区分での方向性を検討することとしています。



例) ハード面がC、ソフト面がAの場合 → 存続廃止分類は「II」で方向性を検討

【判断結果】

判断結果については以下の表により施設の方向性を記載しています。

存続廃止分類	存廃	方向性	内容例
Ⅰ	存続	現状維持	現状のまま維持
		多機能化	分類の違う別の目的の機能を取り入れる
		集約化	同じ目的の複数の施設を一つに集約
		各種見直し	運営方法、使用料等を見直す
		広域化	他自治体と共用しコスト分担を行う
		移管	民間へ売却、地域へ譲渡等機能と共に移管する
Ⅱ	見直して存続	多機能化	分類の違う別の目的の機能を取り入れる
		集約化	同じ目的の複数の施設を一つに集約
		各種見直し	運営方法、使用料等を見直す
		広域化	他自治体と共用しコスト分担を行う
		移管	民間へ売却、地域へ譲渡等機能と共に移管する
	廃止	民間譲渡	民間業者に売却等
		転用	他の用途に転用を行う
		地域移管	自治会等地域へ移管する
Ⅲ	見直して存続	規模縮小	規模を縮小し立替等を行う
		広域化	他自治体と共用しコスト分担を行う
	廃止	民間譲渡	民間業者に売却等
		機能移転	機能を移転し施設は除却
Ⅳ	廃止	民間譲渡	民間業者に売却等
		除却	施設を除却

7. 各施設の方向性等について

前述の「6. 優先順位の考え方等」に基づいて、各施設の方向性を検討した結果等については、次の一覧のとおりとなります。

施設毎の詳細については、各分野の個別計画をご覧ください。

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
1	行政系施設	宍粟市役所（本庁舎）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。また、他の施設で本庁舎に機能集約、統合できることについての調査、検討を行っていく。
2	行政系施設	宍粟市役所（北庁舎）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。また、機能集約、統合できることについての調査、検討を行っていく。
3	行政系施設	一宮市民局	機能移転	令和2年4月に供用開始予定である（仮称）一宮市民協働センターに近隣施設の機能も含めて集約、統合等を行う。
4	行政系施設	波賀市民局	各種見直し	波賀生活圏の拠点づくり検討委員会からの意見、提言等を参考に市民センター波賀、波賀文化創造センター等の近隣施設の状況等を勘案し、各施設の機能の集約化や新たな施設の建設等について検討する。
5	行政系施設	千種市民局	機能移転	令和3年4月に供用開始予定である（仮称）千種市民協働センターに近隣施設の機能も含めて集約、統合等を行う。
6	行政系施設	三方町出張所	各種見直し	施設の機能について、市民サービスの代替案を検討のうえ、集約化等を検討していく。
7	行政系施設	上寺保冷库	現状維持	鳥獣保護員の活動において、捕獲された個体の一時保存場所として使用している特殊な施設であるため、適正に維持管理していく。
8	行政系施設	三谷林業機械保管施設	現状維持	施設の経年劣化等により不具合が生じた場合には、必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
9	行政系施設	河呂除雪車車庫	現状維持	必要な修繕を行い長期使用できるよう努める。
10	行政系施設	原除雪車車庫	現状維持	必要な修繕を行い長期使用できるよう努める。
11	行政系施設	三方町除雪車車庫	現状維持	必要な修繕を行い長期使用できるよう努める。
12	行政系施設	野尻除雪車車庫	現状維持	必要な修繕を行い長期使用できるよう努める。
13	行政系施設	文化財倉庫	地域移管	文化財倉庫としての利用実態がないことから、地元自治会等への譲渡等について協議を進める。
14	行政系施設	閏賀倉庫等	除却	全体的に劣化が進行しており、倉庫機能の移転・集約が可能であることから施設の除却を検討する。
15	消防防災施設	宍粟防災センター	現状維持	多くの市民が利用する施設であるので、安全面を優先しつつ、コスト面も考慮しながら必要な修繕を行い、長期使用できるよう努める。
16	消防防災施設	山崎支団第1機動分団詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
17	消防防災施設	山崎支団第2機動分団詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
18	消防防災施設	山崎支団第3機動分団詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
19	消防防災施設	一宮支団東市場部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
20	消防防災施設	一宮支団福知部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
21	消防防災施設	一宮支団三方部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
22	消防防災施設	一宮支団繁盛部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
23	消防防災施設	一宮支団西安積部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
24	消防防災施設	一宮支団福田部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
25	消防防災施設	波賀支団上野部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
26	消防防災施設	波賀支団齊木部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
27	消防防災施設	千種支団第3機動部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
28	消防防災施設	防災倉庫（千種）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
29	保健福祉施設	一宮保健福祉センター	民間譲渡	令和2年4月供用開始予定の（仮称）一宮市民協働センターへ機能を移転し、現行施設については、社会福祉協議会へ譲渡を行う。
30	保健福祉施設	波賀保健福祉センター	各種見直し	波賀生活圏の拠点づくり検討委員会からの提言を受け、市の計画を策定しているところである。計画において、機能移転や集約化を含めて検討を行う。

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
31	保健福祉施設	千種保健福祉センター	各種見直し	保健福祉機能は、令和3年4月供用開始予定の（仮称）千種市民協働センターと機能の役割分担を検討する中で、現行施設については、現状を維持していく。
32	保健福祉施設	つちのこホール	各種見直し	施設の使用状況、代替策の有無等を精査し、民間譲渡等の可能性を検討していく。
33	集会施設	山崎ふれあいセンター	地域移管	主に地元自治会が地域活動等に使用している施設であるため、地元自治会へ譲渡する。
34	集会施設	神野コミュニティセンター	地域移管	主に地元自治会が地域活動等に使用している施設であるため、地元自治会へ譲渡する。
35	集会施設	城下ふれあいセンター	現状維持	生涯学習、各種教室、地域活動等に使用している施設であり、土地使用貸借期間は適正に維持管理を行っていく。
36	集会施設	土万基幹集落センター	地域移管	主に地元自治会が地域活動等に使用している施設であるため、地元自治会へ譲渡する。
37	集会施設	センター三方	地域移管	地元自治会等での活用が決定しなければ、除却することとする。
38	集会施設	センター下三方	地域移管	地元自治会等での活用が決定しなければ、除却することとする。
39	集会施設	センター繁盛	地域移管	地元自治会等での活用が決定しなければ、除却することとする。
40	集会施設	センター染河内	地域移管	地元自治会等での活用が決定しなければ、除却することとする。
41	観光/レクリエーション施設	山崎アウトドアランド	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
42	観光/レクリエーション施設	「伊沢の里」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
43	観光/レクリエーション施設	土万ふれあいの館	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
44	観光/レクリエーション施設	一宮ウッディパークキャンプ場	各種見直し	施設の収支面において黒字への転換は難しいことから、広大なフィールドと自然景観に恵まれた環境を活かし、遊休地化を防ぐためにも民間等への譲渡等について検討していく。
45	観光/レクリエーション施設	一宮温泉「まほろばの湯」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
46	観光/レクリエーション施設	道の駅「播磨いちのみや」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
47	観光/レクリエーション施設	しそ森林王国いちのみや拠点施設	各種見直し	施設の使用状況等を精査し、施設の在り方や運営方法等を検討していく。
48	観光/レクリエーション施設	千町岩塊流バイオトイレ	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
49	観光/レクリエーション施設	氷ノ山避難小屋	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
50	観光/レクリエーション施設	道の駅「みなみ波賀」	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
51	観光/レクリエーション施設	音水湖クラブハウス	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
52	観光/レクリエーション施設	波賀サイクリングターミナル（ゲートボール場）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
53	観光/レクリエーション施設	赤西便所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
54	観光/レクリエーション施設	道の駅「はが」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
55	観光/レクリエーション施設	グリーンハウス みちの丘	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
56	観光/レクリエーション施設	楓香荘	各種見直し	令和元年度にサウンディング調査を実施し、結果を踏まえて施設の方向性を検討する。
57	観光/レクリエーション施設	原不動滝公衆トイレ	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
58	観光/レクリエーション施設	森林セラピー避難小屋	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
59	観光/レクリエーション施設	坂ノ谷登山口バイオトイレ	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
60	観光/レクリエーション施設	戸倉スキー場	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
61	観光/レクリエーション施設	くるみの里	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
62	観光/レクリエーション施設	フォレストステーション波賀	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
63	観光/レクリエーション施設	道の駅「ちくさ」	各種見直し	当面は現状を維持していくが、可能な限り施設の集約化や機能移転を検討していく。
64	観光/レクリエーション施設	板馬見溪谷荘	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
65	観光/レクリエーション施設	ふれあいゲートボール場	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
66	観光/レクリエーション施設	ちくさ高原	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
67	公園施設	夢公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
68	公園施設	城の子公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
69	公園施設	大歳公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
70	公園施設	上ノ下水車公園	地域移管	譲渡に向けて地元自治会等との協議を進める。
71	公園施設	ふれあい公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
72	公園施設	本多公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
73	公園施設	いこいの公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
74	公園施設	最上山公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
75	公園施設	かみかわ緑地公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
76	公園施設	土万ふれあい公園	地域移管	譲渡に向けて地元自治会等との協議を進める。
77	公園施設	菅野防災広場	現状維持	当面は現状を維持していくが、可能な限り譲渡に向けて地元自治会等との協議を進める。
78	公園施設	家原教育の森	各種見直し	施設の利用がほとんどないことから、施設の用途について見直しを行う。
79	公園施設	家原遺跡公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
80	公園施設	波賀城史蹟公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
81	公園施設	友山公園	各種見直し	波賀生活圏の拠点づくり検討委員会からの提言を受け、市の計画を策定しているところである。計画において、機能移転や廃止を含めて検討を行う。
82	公園施設	大通り広場（千種）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
83	公園施設	松の木公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
84	公園施設	ふるさと街道（一里堂）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
85	環境衛生施設	あじさい苑	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
86	環境衛生施設	山崎浄苑	除却	機能の移転先を検討し、除却する。
87	環境衛生施設	しそうクリーンセンター	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
88	環境衛生施設	しらぎく苑	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
89	環境衛生施設	つつじ苑	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
90	環境衛生施設	穴栗北残渣最終処分場	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
91	学校施設	山崎学校給食センター	各種見直し	当面は現状を維持していくが、今後、学校規模適正化による受配校数、クラス数、また、施設の現況を分析しながら、長期的な目線でセンターの統合・整備、運営方法について検討していく。
92	学校施設	一宮波賀学校給食センター	各種見直し	当面は現状を維持していくが、今後、学校規模適正化による受配校数、クラス数、また、施設の現況を分析しながら、長期的な目線でセンターの統合・整備、運営方法について検討していく。

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
93	学校施設	ちくさ学校給食センター	各種見直し	当面は現状を維持していくが、今後、学校規模適正化による受配校数、クラス数、また、施設の現況を分析しながら、長期的な目線でセンターの統合・整備、運営方法について検討していく。
94	学校施設	戸原学童保育所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
95	学校施設	河東学童保育所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
96	学校施設	城下学童保育所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
97	学校施設	教育研修所	多機能化	教育関係部署の研修施設として積極的に活用し施設利用率を向上させるとともに歴史・民俗資料等の展示施設として多機能化を図り現状を維持していく。
98	幼稚園・保育所・こども園	山崎幼稚園	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
99	幼稚園・保育所・こども園	菅野幼稚園	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
100	幼稚園・保育所・こども園	城下幼稚園	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
101	幼稚園・保育所・こども園	河東幼稚園	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
102	幼稚園・保育所・こども園	神野幼稚園	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
103	幼稚園・保育所・こども園	伊水幼稚園	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
104	幼稚園・保育所・こども園	都多幼稚園	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
105	幼稚園・保育所・こども園	神戸幼稚園	機能移転	令和2年4月供用開始予定の（仮称）一宮南こども園へ機能を移転する。
106	幼稚園・保育所・こども園	染河内幼稚園	機能移転	令和2年4月供用開始予定の（仮称）一宮南こども園へ機能を移転する。
107	幼稚園・保育所・こども園	波賀幼稚園	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
108	幼稚園・保育所・こども園	かしの保育所	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
109	幼稚園・保育所・こども園	城東保育所	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行う。
110	幼稚園・保育所・こども園	一宮南保育所	機能移転	令和2年4月供用開始予定の（仮称）一宮南こども園へ機能を移転する。
111	幼稚園・保育所・こども園	戸原こども園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
112	幼稚園・保育所・こども園	一宮北こども園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
113	社会教育施設	図書館・山崎歴史郷土館	現状維持	当面は現状を維持していくが、機能移転等について検討していく。
114	社会教育施設	山崎歴史民俗資料館	現状維持	当面は現状を維持していくが、機能移転等について検討していく。
115	社会教育施設	山崎文化会館	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
116	社会教育施設	生涯学習センター学遊館	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
117	社会教育施設	歴史資料館	現状維持	当面は現状を維持していくが、機能移転等について検討していく。
118	社会教育施設	センターいちのみや	機能移転	令和2年4月供用開始予定の（仮称）一宮市民協働センターの中へホール、図書室機能を含めて集約し除却を行う。ただし、施設のうち生涯学習の館については陶芸等のため残すこととする。
119	社会教育施設	ひまわりの家	機能移転	機能を（仮称）波賀市民協働センターの整備等（波賀市民局空きスペースの活用を含む）に合わせ移転する。
120	社会教育施設	波賀文化創造センター	機能移転	図書室・生涯学習・学習スペース機能は、（仮称）波賀市民協働センターの整備等（波賀市民局空きスペースの活用を含む）に合わせ移転し、民間活用についても検討していく。

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
121	社会教育施設	市民センター波賀	機能移転	機能を（仮称）波賀市民協働センターの整備等（波賀市民局空きスペースの活用）に合わせ移転する。
122	社会教育施設	波賀歴史伝承の家	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。また、民間活用についても検討していく。
123	社会教育施設	千種クラブハウス	除却	利用頻度が低いことから、除却を検討するが、民間譲渡等についても検討していく。
124	社会教育施設	たたらの里学習館	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
125	社会教育施設	ちくさ図書館	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
126	社会教育施設	しきぐさホール	機能移転	令和3年4月供用開始予定の（仮称）千種市民協働センターの整備に合わせ、機能を移転する。
127	社会教育施設	センターちくさ	機能移転	令和3年4月供用開始予定の（仮称）千種市民協働センターの整備に合わせ、機能を移転する。
128	スポーツ施設	山崎スポーツセンター	各種見直し	当面は現状を維持していくが、グラウンド及び体育館等の維持は原則とし、それ以外の機能について、集約・多機能化を検討していく。
129	スポーツ施設	本多公園グラウンド	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
130	スポーツ施設	ミニアリーナさつき	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
131	スポーツ施設	土万運動公園	地域移管	地元自治会等へ譲渡する方向で検討・調整を行う。
132	スポーツ施設	スポニックパークー宮	各種見直し	当面は現状を維持していくが、グラウンド、プール及び体育館等の維持は原則とし、それ以外の機能について、集約・多機能化を検討していく。
133	スポーツ施設	波賀B&G海洋センター	各種見直し	体育館については、必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。プールについては、当面は現状を維持していくが、更新しない方向で検討する。
134	スポーツ施設	波賀総合スポーツ公園	各種見直し	当面は現状を維持していくが、グラウンド等の維持は原則とし、それ以外の機能について、集約・多機能化を検討していく。
135	スポーツ施設	千種B&G海洋センター	現状維持	引き続き指定管理施設として必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
136	医療関連施設	波賀診療所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
137	医療関連施設	波賀診療所医師住宅	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
138	医療関連施設	千種診療所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
139	医療関連施設	千種診療所医師住宅（1号）	民間譲渡	数年間空き家となっていることから、民間譲渡等を検討する。
140	医療関連施設	千種診療所医師住宅（2号）	民間譲渡	年間数か月の間、研修医が使用しているが、波賀診療所医師住宅を活用することとし、現施設については民間譲渡等を検討する。
141	医療関連施設	千種診療所医師住宅（3号）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
142	その他施設	かわおと菜園交流館	地域移管	地元自治会へ譲渡する。
143	その他施設	土万ふれあい木工館	除却	施設の除却を検討する。
144	その他施設	土万地区農業者健康管理センター	地域移管	地元自治会等へ譲渡する方向で検討・調整を行う。